

補装具費支給事務の注意点（後期研修会資料）

①修理申請時の対応について

- ・修理の際は、補装具費支給意見書・処方箋の添付を必須としてはいませんが、修理内容によっては申請後に求める場合があります。（障害状況の変化による構造の変更等）
- ・修理の判定依頼を相談所へ行う際に「申請書（写し）」の添付がない場合がありますので御注意ください。（必要書類は事務説明会資料V-I 11P参照）
- ・修理希望の製品が補装具費の支給対象ではない場合がありますので、過去の支給履歴がわからない等不明な点がある際は、相談所の担当へ確認をお願いします。
- ・頻繁に修理申請があるような場合は、通常使用における破損や劣化とは考えにくい場合が想定されます。その際は、関係者（家族、事業者等）への社会調査をお願いする場合があります。
- ・修理申請の際は、「修理の必要性がわかる写真」の添付を求めています。破損や劣化の状態が判断できない場合があります。写真を見ても判断が困難な場合は、写真の再提出を求める等の対応をお願いします。

②来所相談時の対応について

- ・来所相談希望の際は、申請者が窓口で意見書・処方箋や見積書を持参されることはありませんので御注意ください。
- ・窓口では、申請書を記入していただき「来所相談希望なのか?」、「希望事業者はどこか?」を確認して、判定依頼書の備考欄に聞き取りした内容を記載してください。（事務説明会資料V-I 20P参照）
- ・判定依頼後は相談所より希望事業者へ連絡を取り、来所の日程調整を行いますので市町村から申請者及び事業者への連絡は不要です。
- ・判定後は、判定書と併せて補装具費支給意見書・処方箋（写し）及び見積書（原本）を送付いたします。

③不適切な修理申請について（令和3年度事例）

経緯：県外の事業者より電動車椅子のタイヤ交換等の修理申請あり。高額な修理内容であったことから当所へ判定依頼あり。

疑義：タイヤの交換理由に「経年劣化でタイヤの目が無くなっている為」と記載があるが、見積りではタイヤの他にホイールとシャフトの交換も計上。写真ではホイールとシャフト交換の必要性は確認できず。

調査：事業者担当に確認すると「タイヤとホイールは一緒にしか交換できない」と説明していたが、メーカーから「別々の交換可能」との回答あり。また、メーカーからは「福祉での修理申請の場合、タイヤ交換の際に、ホイール等も抱き合わせて修理申請をする事業者がいる」との説明もあり。

判定：ホイールとシャフトには破損等もないことから修理の必要性はないと判断し「タイヤ交換」のみ認めることになる。